

## 利府町復興推進計画

平成30年1月11日

宮城県利府町

### 1. 計画の区域

利府町全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0の激震で本町は震度6弱の地震動に襲われ、死者12人、重傷者4人、避難者は最大2,018人にのぼった。都市インフラも957棟の住宅が全壊又は半壊、3,570棟が一部損壊の被害を受け、道路等が184か所、公園が19か所、農業用施設が30か所、町営住宅が23か所の甚大な被害を受け、さらにその直後に発生し押し寄せた大津波により、水産施設が12件、漁船が4隻の被害を受けた。また、これらの社会基盤の被害とあわせ、就労場所等の損壊により雇用不安が発生し、特に津波の被害を受けた地域では住民の約1割が休職や廃業を余儀なくされており、地域経済及び町民の生活に不安が生じている状況である。

このような中で、地域経済基盤の復旧を進め、活力ある産業構造の構築による復興を目指すため、利府町震災復興計画の中で「新たな商業用地の整備を促進するエリア」となっている利府町新中道土地区画整理事業区域内に、町民の生活に欠かせない小売業などの商業機能の集積を図るため、その中核となる企業の設備投資を支援することにより、町民生活の買物利便の向上と地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

### 3. 計画目標のために推進しようとする取り組みの内容

本町の日常生活に欠かせない買物環境の充実・強化と、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、本町の中核的な産業である各種商品小売業について、立地企業の設備投資等を支援する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

#### 「復興特区支援貸付事業」

##### ①事業の内容

本町に立地するイオンモール株式会社（以下「対象事業者」という。）が、本町利府地区において複合商業施設を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

## ②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における各種商品小売業は、町内の卸売業・小売業における従業員数において、第3位の地位を占める中核的な産業である。また、本事業の対象事業者は、395人の新規雇用を創出する予定であり、町内の各種商品小売業における従業員の約94%を占める見込みとなる。

したがって、本町の中核産業である各種商品小売業の設備投資の支援を行うことは、計画の目標に掲げた「町民生活の買物利便の向上と地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

## ③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

## ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

株式会社日本政策投資銀行

株式会社仙台銀行

株式会社荘内銀行

## ⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

## 5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、利府町震災復興計画の中で「新たな商業用地の整備を促進するエリア」となっている利府町新中道土地区画整理事業区域内に、町民の生活に欠かせない小売業などの商業機能の中核となる複合商業施設を増設するものであり、雇用機会の創出と県内広域圏からの集客が見込まれ、町内の産業振興にもつながる中核的な事業である。

このため、当該計画の実施は、地域経済の活性化と本町の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

## 6. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、本町、宮城県、株式会社七十七銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社仙台銀行、株式会社荘内銀行、対象事業者を構成員に含む利府町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。